

長浜市市民自治基本条例策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 長浜市市民自治基本条例（本市における市民参加及び協働に関する基本的事項を定める条例をいう。以下「条例」という。）に規定すべき項目や内容を検討し、条例を策定することを目的として、長浜市市民自治基本条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、条例の策定に関し、必要な事項について検討をするとともに、検討の結果を取りまとめて市長に提言するものとする。

（組織）

第3条 策定委員会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体・市民活動団体等の関係者
- （3）地域づくりに関わる市民
- （4）その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する提言がされるまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定委員会に会長、副会長各1名をおくものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の設置）

第6条 提言すべき事項の内容を検討するため、策定委員会の中に部会を設置するものとする。

- 2 前項に規定する部会及び検討の内容は、次のとおりとする。
 - （1）検討部会 条例に規定すべき項目及び内容
 - （2）推進部会 条例の運用指針となるべき事項
- 3 部会は、会長が指名する委員で構成する。

(会議)

第 7 条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、必要に応じて会長が招集し、開催するものとする。

3 策定委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会及び部会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、第 2 条に規定する提言がされた日限り、その効力を失う。